

1、介護保険「主治医意見書作成用」問診票の趣旨

主治医意見書は、主治医が診察して作成しますが、さらに申請者の主訴や心身状況をあらかじめ記入し、主治医に提出してもらうことで「主治医意見書」記載時の参考資料として、記載内容の充実を図るためのものです。

2、介護保険「主治医意見書作成用」問診票の利用目的

- (ア) 主治医意見書作成用問診票は、主治医意見書がより円滑、かつ正確に作成できるように申請者の日頃の生活の状況を中心に整理して主治医に伝えることが目的です。
- (イ) 「主治医意見書作成用」問診票を提出することで主治医が患者（利用者）の状態をより理解することができます。

3、介護保険「主治医意見書作成用」問診票の利用方法

- (ア) 介護保険の申請（新規、更新）の際、窓口で申請に来られた方にお渡しします。
- (イ) 「答えが分からない」「答えたくない」質問に対しては空欄のまま提出してください。
- (ウ) 申請された方または本人が記入できない場合は、ご家族などご本人の状態がわかる方（介護支援専門員や入院先の看護師等）が記入して下さい。
- (エ) 記入した「主治医意見書問診票」を診察時主治医にお渡しするか、「主治医意見書問診票」ということを伝えて窓口にお願いしましょう。
- (オ) 必ず提出しなければならないものではありません。